

**【再公募】新座市地域包括支援センター業務委託
公募型プロポーザル応募要領**

1 趣旨・目的

本市では地域包括ケアシステム構築の中核機関として、現在6つの日常生活圏域に7か所の地域包括支援センター（以下、「センター」という。）を設置しています。

今回、下記圏域において現受託法人との委託契約が終了するため、センター業務委託契約の候補者を選定するものです。

本プロポーザルは、上記候補者の選定を行うに当たり、公平・中立性を担保するとともに高い技術力及び豊富な経験等を有する者を選定するために実施するものです。

2 公募の概要

(1) 委託期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、業務成績良好であれば、次期契約期間※の6年間更新可

※ 令和5年4月1日から令和11年3月31日まで

(2) センターの担当圏域（地区）

圏 域	担当地区	高齢者人口
北部第二地区	中野・大和田 新座・北野	6,552人 (令和2年4月1日現在)

(3) 業務内容

包括的支援事業

【地域包括支援センターの運営】

- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・第1号介護予防支援事業

（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

【社会保障充実分】

- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・認知症総合支援事業

・地域ケア会議推進事業

介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・生活支援サービス事業】

・第1号介護予防支援事業

任意事業の一部

介護保険法第115条46第7項

（多職種協働による地域包括支援ネットワーク）

指定介護予防支援

その他、市が必要と認める事項

(4) 人員体制

センターの人員配置は以下のとおりとします。

ア 3専門職種の配置

「新座市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例」によるものとする。

具体的には包括的支援事業を適切に実施するため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を必須とする。しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準じる者として、以下に掲げる者を配置することができることとする。

- ① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
- ② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

なお、保健師に準ずる者については、令和元年度より、上記①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社

会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

イ その他専門職の配置

センターには、3 専門職種その他、センター業務補助（指定介護予防支援事務ほかセンター事業）として介護支援専門員を3 名配置すること。

ウ その他

(ア) 3 専門職種の中から、センター長1 名、指定介護予防支援事業所管理者1 名を選定すること。センター長及び指定介護予防支援事業所の管理者は同一として差し支えない。

(イ) 3 専門職種の職員が産前産後休暇・育児休暇又は30 日以上病気休暇等を取得する場合には、速やかに市に報告し、代替職員を補充すること。

(ウ) 3 専門職種については、国・埼玉県が実施する地域包括支援センター従事者研修及び主任介護支援専門員研修に参加すること。

(5) 施設設置場所及び条件

センターの設置場所及び設置条件については、以下のとおりとします。

ア 設置場所

北部第二地区内とし、圏域内の市民が相談しやすい等の利便性を考慮して設置すること。

イ 名称

施設の正式名称は「新座市北部第二地域包括支援センター」とする。ただし、本市では、市民に周知・浸透しやすく、また親しみをもって頂くことを目的として「高齢者相談センター」としている。そのため市民向けにセンターの名称を表記する場合は「北部第二高齢者相談センター」とすること。

指定介護予防支援事業所については、名称の前又は後ろに「指定介護予防支援事業所」の標記があればよい。

【例】 「〇〇〇指定介護予防支援事業所」
「指定介護予防支援事業所〇〇〇」

ウ 看板

地域包括支援センター名及び指定介護予防支援事業所名を併記した看板を設置すること。看板の色は緑、文字は白で表記すること。（レイアウトは下記参照）

サイズ及び縦横については、事務所の大きさや外観等に合わせ適切な形状として構わない。

【レイアウト例】

新座市北部第二高齢者相談センター (地域包括支援センター) 〇〇〇指定介護予防支援事業所
--

エ 施設

- (ア) センター周辺含め建物及び設備全体が高齢者に配慮したものであること。
- (イ) センターは原則 1 階部分に設置することとし、2 階以上に設置する場合はエレベーターを設置すること。
- (ウ) センターの事務室は独立で設置すること。法人本体施設の中にセンターを設置することは差し支えないが、その場合、法人やサービス提供部門等の事務室と当該事務室を共有することは認めない。
- (エ) 来所者の相談を受けるスペースを設けること。必ずしも独立した部屋となっていなくてもよいが、必ずプライバシーが確保できるように配慮すること。
- (オ) 利用者専用の駐車スペースを敷地内または隣接地に確保することが望ましい。

オ 設備

- (ア) 業務に使用する地域包括支援システム及び機器は市から貸与する。
- (イ) インターネットへの接続が可能な環境を設備すること。
- (ウ) センター独自の電話回線を設けることとし、同時に複数受信可能な状態とすること。
- (エ) 事務机、椅子、個人情報を適切に管理できる保管庫、自転車、自動車等業務に必要な備品は受託予定法人の負担で整えること。自動車・自転車等の保険加入は必須とし、安全な運用について全責任を負うこと。
- (オ) その他、業務に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請、届出等については、全て受託予定法人の責任において行うものとする。

(6) 業務時間

センターの業務時間については、下記のとおりとします。

ア 開所日

月曜日から土曜日

ただし、土曜日については連絡体制が確保できていれば、全員出勤でなくとも構わない。

イ 休業日

休業日は以下のとおりとするが、休業日に業務を実施することは構わない。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年1月3日まで

ウ 開所時間

午前9時から午後5時半

エ 連絡体制

開所日開所時間に関わらず、緊急の相談・支援に備え窓口（連絡先）を設置することとし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとること。なお、緊急の連絡体制については、法人本体施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

オ 周知

センターの開所日時、窓口（連絡先）については、パンフレットやホームページ等を活用し、住民に周知すること。

(7) その他

各種詳細については、資料1「仕様書」及び資料2「令和2年度新座市地域包括支援センター運営方針」を参照してください。

なお、上記資料は令和2年度のものであり、令和3年度以降は内容に変更が生じる場合があります。

(8) 運営財源等

市からの委託料及び介護報酬（介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援）によります。

下記金額はあくまでも参考であり確約された額ではないため、応募者は契約金額の目安としてこれを参考にしてください。

介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援における介護報酬は受託者の収入になりますが、指定介護予防支援の一部を居宅介護支援事業所へ再委託する場合は委託料を支払うこととし、その額は市で定める額とします。

委託料の請求及び支払いについては、資料1「仕様書」を参照してください。

本事業は市委託事業であり、地域支援事業交付金の対象であることから、3専門職種の配置を必須とします。万が一、職員の欠員が生じた場合はその期間及び内容により委託料から一部返還を求めるものとします。

ア 業務委託基準額

令和２年度委託金額 ３２，６６０，０００円

イ 介護報酬額

(ア) 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費

直接実施 ４，６１１円

居宅介護支援事業所に委託する場合 ９２２円

(イ) 初回加算

直接実施 ３，２２０円

居宅介護支援事業所に委託する場合 ６４４円

(ウ) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

直接実施 ３，２２０円

居宅介護支援事業所に委託する場合 ６４４円

(9) 経理区分

センターの運営に関する収支は、地域包括支援センターと指定介護予防支援事業所とで区分することとし、その他の事業の会計とも明確に区別してください。

3 応募

(1) 応募資格

業務内容について、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、下記の要件をいずれも満たしている法人とします。

ア 福祉分野及び医療分野における事業において、違法行為等により指定の取り消し、指定効力の全部または一部停止の処分を過去５年以内に受けていない法人であること。

イ 法人が現に運営している施設について、所轄庁の直近の指導監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。

ウ 国税及び地方税に滞納がないこと。

エ 介護保険法第１１５条の２第２項各号に該当しない法人であること。

オ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない法人であること。

カ 次に掲げる項目のいずれかに該当しない者であること。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者

(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある者。

(ウ) その役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である者。

キ 告示日から委託候補者選定までの間において、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領(平成21年4月9日市長決裁)による入札参加停止措置又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領(平成21年6月1日市長決裁)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

ク 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。

(2) スケジュール(予定)

内 容	期日又は期間
応募要領の配布	令和2年9月7日(月)
応募に係る質問期間	令和2年9月7日(月)から 令和2年9月18日(金)まで
応募書類提出期限	令和2年9月28日(月)
一次審査結果通知	令和2年10月1日(木)発送
二次審査	令和2年10月8日(木)
二次審査結果通知 選定結果公表	令和2年10月上旬
引継ぎ開始	令和2年10月下旬以降

(3) 応募要項の配布及び質問

ア 応募要領の配布

令和2年9月7日(月)から新座市ホームページ及び介護保険課窓口にて配布。

イ 応募に係る質問期間

令和2年9月7日(月)～令和2年9月18日(金)

質問書(様式11)に質問内容を入力し、電子メールにて、提出すること。電子メール送信の際の件名は次の通りとする。

「【包括公募質問】+参加法人名+送信日」

質問及び回答はとりまとめ、順次本市ホームページにて掲載することとする。質問者には、ホームページで公開した旨、電子メールで連絡する。

(4) 応募書類の提出

ア 応募書類

別紙「新座市地域包括支援センター業務委託に係る応募申請提出書類一覧」のとおり。

イ 提出期間

令和2年9月7日（月）～令和2年9月28日（月）

土、日、祝日を除く午前9時30分から午後4時30分まで

ウ 提出場所

新座市いきいき健康部介護保険課

郵送不可。直接提出すること。

エ 提出部数

正本 1部

副本 12部（正本の写し可。）

オ 提出形式

(ア) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(イ) 提出書類はA4判縦型フラットファイルに左綴じとし、書類（様式ごと）にインデックスを添付する。その際、書類に直接添付せず書類の前に白紙を挿入し、それにインデックスを添付すること。ファイルの表面及び背見出しに法人名を記載すること。

(ウ) 応募書類のうち様式4から様式10までは電子データ（CD）を添付すること。

(エ) 提出後の提出書類は理由の如何に問わず、追加、修正、差し替え等はいできないものとする。ただし、市が確認等のため追加の資料提出を求めた場合はこの限りでない。

(オ) 提出した書類は理由の如何に問わず返却しない。

4 審査・決定

新座市地域包括支援センター業務委託受託候補者選定プロポーザル審査会（仮称）を設置し、応募書類の審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、新座市地域包括支援センター運営委員会の意見を聴取した上で、市長が受託候補者を決定します。

(1) 一次審査（書類審査）

提出書類に不備がないか、応募法人の備えるべき要件を満たしているか審査します。

審査結果については、郵送で通知します。

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア 日にち・場所（予定）

令和２年１０月８日（木）

新座市役所第二庁舎１階会議室２

イ 出席者

３名以内（コンサルタント等応募者の職員でない者の参加は認めない）

ウ その他

(ア) 審査は１応募者３０分（プレゼンテーション２０分、ヒアリング１０分）とする。

(イ) プレゼンテーションは応募書類に基づき行うものとし、当日新たな資料の追加やパソコン・プロジェクター等の使用は認めない。

(ウ) プレゼンテーション・ヒアリング審査に出席しない者は参加意思がないものとみなし、原則として選考の対象にしない。

(3) 審査の視点

別途審査表に基づき採点し総合的に評価します。法人の運営状況のほか、センター運営に対する取組意欲、積極性、本市の地域包括ケアシステム構築に資するものであるか等を審査します。審査項目については資料３のとおりです。

(4) 結果の通知、公表

選定結果については書面で通知することとし、評価内容は本市ホームページにて公表します。なお、選考結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は一切受け付けません。

(5) 選考後

ア 協議

市は選定結果の通知後、選定した受託候補者と契約締結・業務開始に向けて協議する。協議において必要な書類があれば、市から受託候補者に対して適宜準備を依頼することがある。その場合、資料準備にかかる必要な費用については、受託候補者が負担するものとする。

イ 契約保証金

契約を締結するときは、委託金額の１００分の１０以上の額の契約保証

金を納めなければならないこととする。ただし、委託候補者が新座市契約規則(昭和50年新座市規則第15号)第6条に該当する場合は、契約保証金を免除することができるものとする。

5 その他留意点

- (1) 本プロポーザルにかかる一切の費用は応募者の負担とします。
- (2) 応募者が提出した書類等について、市が必要と判断したものについては、書類の内容を無償で利用できるものとしします。
- (3) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあります。この場合、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- (4) 本プロポーザルは、令和3年度の当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、市議会において当初予算案が否決された場合は、委託契約をしないことがあります。
- (5) 審査において決定された受託候補者が辞退した場合は、次点の候補者を繰り上げて順位を定めるものとしします。
- (6) 本プロポーザルにおいて受託候補者を選定できなかった場合、その他必要がある場合は再度公募を行うことがあります。
- (7) この要領に定めのない事項については、別途新座市の指示によるものとします。

6 本プロポーザルに係る問合せ先

部 署	新座市いきいき健康部 介護保険課介護予防係
住 所	〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号 新座市役所本庁舎1階
電 話	048-424-5186 (直)
F A X	042-482-5882
E-mail	kaiho@city.niiza.lg.jp